

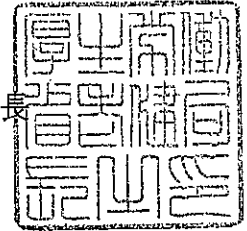


老発0229第3号

平成24年2月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備
及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第24号。以下「改正省令」という。）が、本日、公布及び施行（東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成23年厚生労働省令第53号。以下「特例省令」という。）第1条第1項の改正規定は平成24年3月1日に施行）されたところである。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

記

第一 改正省令の内容

1 基準該当訪問看護の対象区域について（特例省令第1条第1項関係）

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービスは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。以下「特定被災区域」という。）内

に所在する事業所において行われるものに限ることとする。

2 当該措置の期間について（特例省令第1条第2項関係）

当該措置は、平成24年9月30日までの間において特定被災区域における災害救助法第2条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間適用すること。

第二 施行期日

改正省令は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、特例省令第1条第1項の改正規定は、平成24年3月1日から施行することとしたこと。（附則関係）

〔省 令〕

○戸籍法施行規則の一部を改正する省令(法務六)

○社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令(文部科学四)

○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令(同五)

○東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(厚生労働二四)

〔告 示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件(金融庁一〇)

○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて許可した件(総務五七)

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件(政治資金適正化委一一)

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件(同一二)

○戸籍法第百八条第一項の規定による指定に関する件(法務七五、七八)

○日本国に帰化を許可する件(同七七)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十四年一月三十一日までの輸入数量を告示する件(財務六七)

○平成二十三年度の初日から平成二十四年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件(同六八)

○平成二十三年年度の初日から平成二十四年一月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件(同六九)

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件(国税庁七)

○私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号及び第三号の規定に基づき文部科学大臣が定める療養を定める件を廃止する件(文部科学二九)

○薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更する届出があった旨を公示する件(厚生労働六七)

○保安林の指定をする件(農林水産五一五〇五二六)

○保安林の指定施業要件を変更する件(同五二七〇五三四)

○砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通二〇七、二〇八)

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき大村飛行場に係る第一種区域の指定を行った件(防衛五〇)

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条の規定に基づき、防衛施設庁長官の指定する施設として指定した件の一部を改正した件(同五一)

○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者を決定した件(最高裁一)

○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件(同二)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 警察庁 財務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

産 業

日本工業規格(経済産業省)

労 働

争議行為の通知の公表について(厚生労働省)

最低賃金の改正決定に関する公示(富山労働局最低賃金公示一)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、製造たばこ小売定価、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一、日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表、公示送達、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

会社その他

○厚生労働省令第二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二條第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十三年厚生労働省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「東京都の区域を除く」を「岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る」に改め、同條第二項中「平成二十四年二月二十九日」を「平成二十四年九月三十日」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一條第一項の改正規定は、平成二十四年三月一日から施行する。